議案第81号

三田市監査委員の選任につき同意を求めることについて

三田市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 兵庫県三田市相生町

氏 名 家代 岡 桂 子

平成26年10月23日提出

三田市長 竹 内 英 昭

(提案理由)

平成26年10月23日付をもって、三田市監査委員 肥後 淳三氏から辞任の 届出があったので、後任委員を選任する必要があるため。

(参考)

三田市監査委員一覧表

氏 名	選任年月日	任期満了年月日
永徳 克己	平成25年12月25日	平成29年12月24日

地方自治法

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とするものとする。

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。